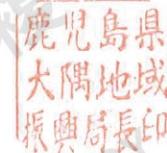


産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 鹿児島県鹿屋市朝日町7番21号
 氏 名 株式会社カナザワ
(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 金沢幸一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

鹿児島県大隅地域振興局長 松薗英昭



許可の年月日 令和2年 1月18日
 許可の有効年月日 令和7年 1月17日

1 事業の範囲

廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。）、汚泥（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）、廃油、廃酸（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）、廃アルカリ（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）、鉛さい（水銀含有ばいじん等を含む。）、ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿

以上18種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の収集及び運搬（積替え又は保管を含む。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

所 在 地	鹿児島県鹿屋市下祓川町2266番1
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉛さい、ばいじん、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿
面 積	119.52平方メートル
保 管 上 限	173.06トン
積み上げることができるもの	ー (屋内において保管するため)

所 在 地	鹿児島県鹿屋市下祓川町3568番1
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、汚泥（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）、廃油、木くず、繊維くず
面 積	57.6平方メートル
保 管 上 限	79.56トン
積み上げることができるもの	ー (屋内において保管するため)

所 在 地	鹿児島県鹿屋市下祓川町3569番3	
産業廃棄物の種類	金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。），ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。），燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。），汚泥（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。），廃酸（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。），廃アルカリ（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。），ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む。），動植物性残さ，動物系固形不要物	
面 積	52.02平方メートル	
保 管 上 限	114.62トン	
積み上げることが で き る 高 さ	一 (屋内において保管するため)	
所 在 地	鹿児島県鹿屋市下祓川町3569番6	
産業廃棄物の種類	ゴムくず，鉱さい（水銀含有ばいじん等を含む。），紙くず，動物のふん尿	
面 積	53.5平方メートル	
保 管 上 限	62.04トン	
積み上げることが で き る 高 さ	一 (屋内において保管するため)	
所 在 地	鹿児島県鹿屋市東原町3287番2	
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類，ゴムくず，金属くず，ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。），がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。），燃え殻，汚泥，廃油，廃酸，廃アルカリ，鉱さい，ばいじん，紙くず，木くず，繊維くず，動植物性残さ，動物系固形不要物，動物のふん尿	
面 積	119.52平方メートル	
保 管 上 限	173.06トン	
積み上げることが で き る 高 さ	一 (屋内において保管するため)	
所 在 地	鹿児島県鹿屋市串良町下小原字遠見ヶ岡3961番3	
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類，ゴムくず，金属くず，ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず，がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。），燃え殻，汚泥，廃油，廃酸，廃アルカリ，鉱さい，ばいじん，紙くず，木くず，繊維くず，動植物性残さ，動物系固形不要物，動物のふん尿	
面 積	119.52平方メートル	
保 管 上 限	173.06トン	
積み上げることが で き る 高 さ	一 (屋内において保管するため)	

3 許可の条件 なし

4 許可の更新又は変更の状況

変更届出	平成16年11月11日	積替保管場所「鹿児島県鹿屋市下祓川町3569番3」及び「鹿児島県鹿屋市下祓川町3569番6」を追加
更新許可	平成17年1月18日	

変更許可	平成17年3月2日	取り扱う産業廃棄物の種類に「動植物性残さ、動物系固形不要物」を追加
変更許可	平成18年12月5日	取り扱う産業廃棄物の種類に「燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉛さい、ばいじん、動物のふん尿」を追加 積替保管場所「鹿児島県鹿屋市下祓川町3568番1」の積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類に「がれき類、汚泥、廃油、木くず」を追加、面積を「38.4平方メートル」から「57.6平方メートル」に、保管上限を「13.5トン」から「16.8トン」に変更
		積替保管場所「鹿児島県鹿屋市下祓川町3569番3」の積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類に「燃え殻、廃酸、廃アルカリ、ばいじん、動植物性残さ、動物系固形不要物」を追加し「がれき類」を削除、面積を「46.2平方メートル」から「52平方メートル」に、保管上限を「42.5トン」から「30.8トン」に変更
		積替保管場所「鹿児島県鹿屋市下祓川町3569番6」の積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類に「鉛さい、動物のふん尿」を追加し「木くず」を削除、面積を「76.5平方メートル」から「53.5平方メートル」に、保管上限を「66トン」から「14トン」に変更
		積替保管場所「鹿児島県鹿屋市下祓川町2266番1」及び「鹿児島県鹿屋市東原町3287番2」を追加
変更届出	平成22年1月12日	積替保管場所「鹿児島県鹿屋市下祓川町3568番1」の保管上限を「16.8トン」から「79.56トン」に変更 積替保管場所「鹿児島県鹿屋市下祓川町3569番3」の面積を「52平方メートル」から「52.02平方メートル」に、保管上限を「30.8トン」から「114.62トン」に変更 積替保管場所「鹿児島県鹿屋市下祓川町3569番6」の保管上限を「14トン」から「62.04トン」に変更 積替保管場所「鹿児島県鹿屋市下祓川町2266番1」の面積を「120.96平方メートル」から「119.52平方メートル」に、保管上限を「61.6トン」から「173.06トン」に変更 積替保管場所「鹿児島県鹿屋市東原町3287番2」の面積を「144平方メートル」から「119.52平方メートル」に、保管上限を「61.6トン」から「173.06トン」に変更 積替保管場所「鹿児島県鹿屋市串良町下小原字遠見ヶ岡3961番3」を追加
更新許可	平成22年1月18日	
更新許可	平成27年1月18日	

鹿児島県
地域
局長印

鹿児島県
大阪興業

変更届出	平成30年1月11日	<p>取り扱う産業廃棄物の種類の「廃プラスチック類」を「廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に、「金属くず」を「金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に、「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」を「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に、「燃え殻」を「燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。）」に、「汚泥」を「汚泥（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）」に、「廃酸」を「廃酸（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）」に、「廃アルカリ」を「廃アルカリ（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）」に、「鉛さい」を「鉛さい（水銀含有ばいじん等を含む。）」に、「ばいじん」を「ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む。）」に変更</p> <p>積替保管場所「鹿児島県鹿屋市下祓川町3568番1」の積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類の「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」を「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に、「汚泥」を「汚泥（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）」に変更し、「金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」を追加</p>
		<p>積替保管場所「鹿児島県鹿屋市下祓川町3569番3」の積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類の「金属くず」を「金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に、「燃え殻」を「燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。）」に、「廃酸」を「廃酸（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）」に、「廃アルカリ」を「廃アルカリ（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）」に、「ばいじん」を「ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む。）」に変更し、「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」、汚泥（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）を追加</p>
		<p>積替保管場所「鹿児島県鹿屋市下祓川町3569番6」の積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類の「鉛さい」を「鉛さい（水銀含有ばいじん等を含む。）」に変更</p>
		<p>積替保管場所「鹿児島県鹿屋市東原町3287番2」の積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類の「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」を「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に変更</p>
更新許可	令和2年1月18日	

5 鹿児島市の積替え許可の有無 有・無

6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有・無